トラック協会関連

●月●日現在の情報です。記載の詳しい内容および正確な情報は各トラック協会へお問い合わせください。

各都道府県 トラック協会	デジタルタコグラフ		ドライブレコーダー		デジタルタコグラフ・ドライブレコーダー一体機		自動点呼機器		安全装置等導入促進助成		アルコール検知器		申請期間
	助成金額(税別)	条件	助成金額(税別)	条件	助成金額(税別)	条件	助成金額(税別)	条件	助成金額(税別)	条件	助成金額(税別)	条件	申請期間
(社)北海道トラック協会	-	-	助成対象機器の取得額の1/2 ◇簡易型 ◇標準型 ◇運行管理連携型 ◇上記に準じた型 【上限】:1万円(付属品を含む)	【助成制限】 保有台数分:9両～10台 【対象期間】 令和6年4月1日～令和7年3月21日	ドライブレコーダー同様	ドライブレコーダー同様	【上限】 1事業者あたり20万円/1台 (北ト協10万円・全ト協10万円) Gマーク事業所を有する事業者は、 1事業者あたり35万円/2台 (北ト協5万円/全ト協10万円)	自動点呼機器の導入費用 (機器本体、周辺機器、 セットアップ等の費用) 【申請期間】 令和6年4月1日 ～ 令和7年2月末	①後方視野確認支援装置(モニター+後方カメラ) ⇒取得額の1/2 【上限】:3万円 ②側方視野確認支援装置(モニター+後方カメラ) ⇒取得額の1/2 【上限】:3万円 ③側方衝突監視警報装置 ⇒取得額の1/2【上限】10万円 ④アルコールインターロック ⇒取得額の1/2【上限】2万円 ⑤IT点呼に使用する携帯型アルコール検知器 ⇒取得額の1/2【上限】2万円	【助成上限】 1事業者:10台まで 【対象期間】 令和6年4月1日～令和7年2月28日			各項目参照のこと
(社)青森県トラック協会	-	-	機器費用の1/2 (運管型、標準型、簡易型問わず) ・Gマーク認定事業所 4万円/台 ・上記以外の事業者 2万円/台	【上限】 県内保有台数の1/2 10台/1会員(機器分類を問わず) 【対象期間】 ～令和7年2月末日まで	ドライブレコーダー同様	ドライブレコーダー同様	国交省認定自動点呼機器 【上限】10万円/台	Gマーク認定事業所を有する事業者2台、上記以外の事業者1台	①後方視野確認支援装置 ⇒一律各2万円/台 ②左折時巻込み車載カメラ ⇒一律各2万円/台 ③側方衝突監視警報装置 ⇒機器費用の1/2 【上限】10万円 ④大型車両トルクレンチ(600N・m以上) ⇒機器費用の1/2 【上限】3万円 ⑤IT対応携帯型アルコール検知器 ⇒一律各2万円/台 ⑥アルコールインターロック装置 ⇒一律各2万円/台 ※廃止 TPMS(タイヤ空気圧・温度管理システム)/ 脇見・居眠り等防止装置	①・② 車両台数×1/2 【上限】取付車両10台(セット・単体) ③【上限】2台 ④【上限】1台 ⑤・⑥ 車両台数×1/2 【上限】10台	機器費用の1/2 【上限】 ◇据置型:4万円/台 ◇携帯型:1万円/台	◇据置型:1台/1事業者 ◇携帯型:車両台数×1/2 上限10台/1事業者 提出締切:令和7年2月末日	提出締切:令和7年2月末日
(社)岩手県トラック協会	機器本体購入価額の2/3 【上限】 2万円/台	【上限(台数制限)】 ドライブレコーダー助成と併せ、20台迄	機器本体購入価額の2/3 【上限】:2万円/台	【上限(台数制限)】 EMS機器助成と併せ、各社20台 ※所有台数20台未満の場合、会員名簿記載の車両台数と同数を上限	ドライブレコーダー同様	ドライブレコーダー同様	【上限】 15万円(全ト協10万円、岩ト協5万円)	1事業者1台限り 安全性優良事業所(Gマーク事業所)を有する事業者は2台(上限:30万円) 全ト協と岩ト協の助成金の合計が事業者の負担額を上回る場合は、全ト協の助成額を減額	①後方視野確認支援装置 2万円/基 ②側方視野確認支援装置2万円/基 ③側方衝突監視警報装置 【新設】10万円/基 ④吹き込み式アルコールインターロック2万円/基 ⑤IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器2万円/基 ⑥大型車用トルクレンチ(「600N・m」以上の締め付け能力を有するもの)3万円/基	【上限】 延べ5基(セット)分	(1)ハンディ記録式 機器、管理ソフトの購入価額の1/2 【上限】12万円/1事業者 (2)据置記録式 機器、管理ソフト等の取得価額の1/2 【上限】3万円/1台	(2)据置記録式 1事業者3台まで ※1営業所1台まで	申請期間:令和6年4月1日～令和7年2月20日
(社)秋田県トラック協会	-	-	機器本体価格の半額/台 ◇簡易型:【上限】:1万円/台 ◇標準型:【上限】:2万円/台 ◇運行管理連携型:【上限】:3万円/台 ◇スマートフォン活用型 5,000円	◇1会員当たりの補助機器の台数 【上限】: ・50両以下:5台まで ・50両超え:10台まで ※国から助成金を交付されている場合は助成金を交付しない	ドライブレコーダー 運行管理連携型と同一	ドライブレコーダー 運行管理連携型と同一	1事業者1台あたり【上限】10万円 機器本体価格及びシステム購入費の他、部品や付属品、セットアップ等の費用を含む	国、自治体からの補助金が交付された機器等に関しては助成金を交付しない	(1)後方視野確認支援装置 取得価格の1/2 【上限】2万円 (2)側方視野確認支援装置 取得価格の1//2 【上限】4万円 (3)側方衝突監視警報装置 取得価格の1/2 【上限】10万円 (4)呼気吹込み式アルコールインターロック装置 取得価格の1/2 【上限】2万円 (5)IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器 取得価格の1/2 【上限】2万円 (※Gマーク認定事業所が導入する場合に限り助成対象)	(2)および(3) 車両総重量7.5t以上の事業用トラックの左側に側方カメラを装着した場合 【上限】: (1)～20両以下 3台まで (2)21両～50両 5台まで (3)51両以上 7台まで	【上限】2万円 ※取得価格には附属備品(マウスピースやSDカード等)、消耗品(記録紙当)、セットアップ費用、保守費用、センサー校正費用、送料、消費税等は含めない	1台/1社	申請期間:令和6年4月1日～令和7年2月末日
(社)山形県トラック協会	-	-	-	-	-	-							
(社)宮城県トラック協会	【上限】 5万円/台	【上限】 1事業者 10台まで 国策との併用不可。	◇簡易型:【上限】:1万円/台 ◇標準型:【上限】:2万円/台 ◇運行管理連携型:【上限】:4万円/台	【上限】:1事業者20台まで 国策との併用不可。 EMS、安全装置導入促進助成金交付要綱に該当する場合も不可。			導入費用の額とする。 【上限】1機あたり20万円。	【上限】1事業者1機	①後方視野確認支援装置 ②アルコールインターロック、 ③IT点呼時アルコール検知器 ④大型車用トルクレンチ(大型がある事業所) ・①②③は購入価格1機あたり【上限】5万円 ・④は購入価格の1/2 → 1機あたり【上限】5万円 ※国から補助を受けた装置は助成対象外 ※アルコールチェッカー等 他の助成を受ける装置は助成対象外	①②③は計10機まで それとは別枠で④は5機まで	◇ハンディータイプ ・購入価格の1/2、【上限】:1機あたり1万円。 ◇卓上タイプ ・購入価格の1/2、【上限】:1機あたり5万円	◇ハンディータイプ ・1事業者10機まで ◇卓上タイプ ・1事業者 3機まで(1事業所1機) ※安全装置等 他の助成を受ける機器は助成対象外	申請期間:令和7年2月28日まで
(社)福島県トラック協会	導入経費の1/2 【上限】 4万円/台	【上限】 1事業者(会員)15台	導入経費の1/2 【上限】 ①簡易型:1万円/台 ②標準型:2万円/台 ③運行管理連携型:4万円/台 ※国の補助金を受けた場合は1/2の2万円/台	【上限】:1事業者(会員)15台。 (①～③合算)					①後方視野確認支援装置(モニター+後方カメラ) 4万円/台 ②側方視野確認支援装置(モニター+側方) 4万円/台 ※(①+②)同時装着時:5万円/台 ③側方衝突監視警報装置 12万円/台/台 ④呼気吹き込みアルコールインターロック装置 4万円/台 ⑤IT点呼に使用する携帯型アルコール検知器 4万円/台 ⑥トルクレンチ 7万円/台	【上限】:1会員15台まで(①～⑤合算) ②車両総重量7.5t以上の事業用貨物自動車に新たにモニター及び左側方カメラを同時導入した場合であること ③車両総重量7.5t以上の事業用貨物自動車の左側方の安全確保を目的として装着した装置を導入した場合である ④助成対象者が、Gマーク認定事業所であること イトラクタ・トレーラに装着する場合は、 トラクタの第5輪荷重が8.5t以上で あること ⑥トルクレンチは車両総重量8t以上の事業用トラックを管理する事業所に1台上限			申請期間:令和6年4月1日から令和7年2月28日
(社)東京都トラック協会	(EMS用機器、DR用機器ともに) 機器1台につき1万円	【上限】 EMS用車載器とDR用車載器を合わせて1社15台まで	(EMS用機器、DR用機器ともに) 機器1台につき1万円	【上限】:EMS用車載器とDR用車載器を合わせて1社15台まで			導入費用【上限】10万円。	1事業者あたり1台 Gマーク事業所は、年度内の申請上限を2台まで	【※全ト協単体で助成】 以下、(A)～(D)については、装置1台につき【上限】2万円。装置取得価格の1/2(機器本体・部品・付属品等を含む。 (A)「後方視野確認支援装置」(バックアイカメラ) (B)「側方視野確認支援装置」(サイドビューカメラ) ※車両総重量7.5t以上の事業用トラックの左側の側方カメラを装着した場合に限る。 (C)「呼気吹き込み式アルコールインターロック装置」 ※東ト協助成枠:装置1台につき、【上限】8万円。 (D)「IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器」 ※Gマーク認定事業所が導入する場合に限る。 (E)『「600N・m」以上の締め付け能力を有する大型車用トルク・レンチ(自立型トルク・レンチ、トルクセッター型インパクトレンチを含む)』 ※車両総重量8t以上の事業用トラックを管理する事業所が導入した場合に限る。 ※1事業所1台を上限として助成対象とする。 ※本装置については、型式の特定は行わない。併せて、メーカー及び型式での助成対象の指定は行わない。 (E)については、1事業所1台、3万円を上限として、装置取得価格の1/2(機器本体・部品・付属品等を含めた価格。なお、取付工賃、消費税は取得価格に含まない。) (F)側方衝突監視警報装置	<全ト協枠> 【上限】:1会員事業者、装置30台分 <東ト協助成枠> (C) 1会員事業者、装置5台分を上限として、所属支部登録車両台数分までとする。			申請期間:令和6年4月15日から令和7年2月28日
(社)埼玉県トラック協会													
(社)群馬県トラック協会	【上限】 1万円/台	【上限】 10台/1社	廃止				導入費用【上限】10万円	1事業者あたり1台 国・地方自治体からの補助金が交付されている場合は、助成対象としない。 申請:令和7年2月14日まで	(1) 後方視野確認支援装置(モニターと後方カメラを導入した場合) 取得価格の1/2【上限】3万円/台 (全ト2万、県ト1万) (2) 側方視野確認支援装置(モニターと左側方カメラを同時導入した場合、または後方装置導入済み車両に左側方カメラを単体で後付け装着した場合) 取得価格の1/2【上限】2万円/台 (全トのみ) (3) 側方衝突監視警報装置 取得価格の1/2【上限】10万円/台 (全トのみ) (4) 衝突防止警報装置 【上限】3万円/台 (県トのみ) (5) IT点呼システム機器 【上限】10万円/台 (県トのみ) (6) トルク・レンチ 取得価格の1/2【上限】3万円/台 (全トのみ)	(1)(2) は、あわせて1会員30台を限度 国からの補助金が交付された場合は、全ト協の助成金は交付しない (3)は、車両総重量7.5t以上の事業用トラックの左側に側方カメラを装着した場合に限る (4)は、県ト協に報告している車両台数 29両以下 5台まで、30両以上 10台まで (5)は、1会員1台	◇ハンディ型・記録型 購入価格の1/2 【上限】:15万円 ◇携帯型機器 購入価格の1/2 【上限】:15万円 ◇事務所用機器 購入価格の1/2 【上限】:10万円	◇事務所用機器は1事業者あたり1台 申請:令和6年12月6日まで	対象期間:令和6年4月1日から令和7年2月7日
(社)千葉県トラック協会	車載器1台当り、対象装置ごとに取得価格の1/2として、上限2万円 なお、装置取得価格には機器本体価格の他、部品や付属品等の費用を含み、取付工賃や消費税は含まない。	当該年度上期の会費請求台数(被牽引車を除く)まで 【上限】:50台 ■助成対象期間:令和6年12月末まで	車載器1台当り、対象装置ごとに取得価格の1/2として、上限2万円 なお、装置取得価格には機器本体価格の他、部品や付属品等の費用を含み、取付工賃や消費税は含まない。	当該年度上期の会費請求台数(被牽引車を除く)まで 【上限】:50台 ■助成対象期間:令和6年12月末まで	車載器1台当り、対象装置ごとに取得価格の1/2として、上限2万円 なお、装置取得価格には機器本体価格の他、部品や付属品等の費用を含み、取付工賃や消費税は含まない。	当該年度上期の会費請求台数(被牽引車を除く)まで 【上限】:50台 ■助成対象期間:令和6年12月末まで	■1台 上限10万円 (Gマーク有は2台で20万円)	1事業者あたり1台まで、ただしGマーク事業所は2台まで。 ■助成対象期間:令和7年1月末まで	(1)後方視野確認支援装置 (2)側方視野確認支援装置 (3)側方衝突監視警報装置 ※(2)及び(3)は、車両総重量7.5t以上の事業用トラックの左側方に装着した装置に限る。 (3)をトラクタ・トレーラに装着する場合は、第5輪荷重が8.5t以上のものを対象とする。 (4)呼気吹込み式アルコールインターロック装置 (5)IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器(Gマーク認定事業所)の導入に限る) ・対象装置の取得価格(取付工賃・消費税を除く)の1/2として上限2万円 ・側方衝突監視警報装置(取付工賃・消費税を除く)の1/2として上限10万円 ・後方視野確認支援装置及び側方視野確認支援装置の同時買い替え装置の取得価格(取付工賃・消費税を除く)の1/2として上限4万円 ※但し、国からの補助金が交付された装置に対しては交付しない。	■助成対象期間:令和7年1月末まで	【上限】:5万円	1事業者あたり、当該年度上期の会費請求台数(被牽引車を除く)まで ■助成対象期間:令和6年12月末まで	■申請受付期間:令和7年2月6日
(社)神奈川県トラック協会	対象経費の1/2 【上限】:3万円/台	助成限度台数は会費請求台数(被牽引車除く)まで 【上限】:15台/1社	◇簡易型・標準型・運行管理連携型: 対象経費の1/2 【上限】:2万円/台	助成限度台数は会費請求台数(被牽引車除く)まで 【上限】:15台/1社	デジタルタコグラフ+ドライブレコーダーと同じ	デジタルタコグラフ+ドライブレコーダーと同じ	【上限】10万円 (Gマーク有は2台で20万円)	1事業者あたり1台。 ただしGマーク事業所は2台まで。	①後方確認警報装置(バックセンサー) 対象経費の1/2 上限2万円/台 ②後方視野確認支援装置(バックアイ) 対象経費の1/2 上限2万円/台 ③側方視野確認支援装置(サイドビューカメラ)※左側方のみ助成 対象経費の1/2 上限2万円/台 ④側方衝突監視警報装置 ※左側方のみ助成 対象経費の1/2 上限10万円/台 ⑤IT点呼に使用する携帯型アルコール検知器 対象経費の1/2 上限2万円/台 ⑥アルコールインターロック装置 対象経費の1/2 上限2万円/台 ⑦トルク・レンチ※「600N・m」以上の締め付け能力を有する機器 対象経費の1/2 上限3万円/台	①～⑥ 助成限度台数は、会費請求台数(被牽引車除く)までとし、その上限は、神ト協・全ト協分を合計し、1社5台まで ⑦1台/1営業所			申請期間:令和6年6月1日から令和7年2月28日
(社)栃木県トラック協会	【上限】:1.5万円/台	【上限】:10台/社 ■助成対象:令和7年2月28日までに装着及び支払いが完了したもの	【上限】:1万円/台	【上限】 1事業者あたり、車載器及びスマートフォンのアプリケーション10台	それぞれ助成申請が可能	それぞれ助成申請が可能	【上限15万円 (Gマーク有は2台で30万円)	1事業者あたり1台。 ただしGマーク事業所は2台まで。	(1) 後方視野確認支援装置 ・新たに後方視野確認のためのカメラ及びモニターを同時に導入した場合、取得価格総額の1/2【上限】2.5万円 ・側方視野確認支援装置が既に取り付けられている車両に、後方視野確認のためのカメラ(およびモニター)を新たに導入した場合、取得価格総額の1/2【上限】2.5万円 (2) 側方視野確認支援装置 ・ 側方視野確認のためのカメラ及びモニターを同時に導入した場合、取得価格総額の1/2【上限】2.5万円 ・後方視野確認支援装置が既に取り付けられている車両に、側方視野確認のためのカメラ(およびモニター)を新たに導入した場合、取得価格総額の1/2【上限】2.5万円 ・後方視野確認支援装置(カメラ及びモニター)及び側方視野確認支援装置(カメラ及びモニター)を新たに同時に導入した場合、取得価格総額の1/2【上限】5万円 (3) 側方衝突監視警報装置 取得価格総額の1/2【上限】10万円 (4) 呼気吹込み式アルコールインターロック装置 取得価格総額の1/2【上限】2.5万円 (5) IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器 取得価格総額の1/2【上限】2.5万円(6)「600N・m」以上の締め付け能力を有する大型車用トルク・レンチ 取得価格総額の1/2【上限】2.5万円	【上限】:10台/社 国からの補助金が交付された装置に対しては一律5,000円を交付額とする。			対象期間:令和6年3月1日～令和7年2月28日
(社)茨城県トラック協会	-	-	【上限】:1万円/台	【上限】:会費請求台数を限度	ドライブレコーダー同様	ドライブレコーダー同様	全ト協 ■1事業者1台あたり10万円を上限 (Gマーク有は2台で20万円)	1社1台まで、ただしGマーク事業所は2台まで。	(1) 後方視野確認支援装置(バックアイカメラ) 取得価格総額の1/2【上限】茨ト協 1万円、全ト協2万円 合計3万円 (2) 側方視野確認支援装置 取得価格総額の1/2【上限】茨ト協 1万円、全ト協2万円 合計3万円 (3) 呼気吹込み式アルコールインターロック装置 取得価格総額の1/2【上限】2.5万円 (4)車両盗難防止装置 取得価格総額の1/2【上限】茨ト協 2万円 (5)大型車用トルクレンチ 取得価格総額の1/2【上限】茨ト協 3万円、全ト協3万円 合計6万円	【上限】: 助成限度台数は、左記(1)～(4)の合計で会費請求台数まで			受付期間:令和7年3月17日
(社)新潟県トラック協会	購入価格の50% 【上限】:5万円/台	【上限】:1会員あたり30台	購入額の50% 【上限】:3万円	【上限】:1会員あたり30台	※ドライブレコーダー機能を備えている一体型機器については、EMS用車載器導入促進助成のみ対象とする。		自動点呼実施のため、国土交通省の認定を受けた自動点呼機器を導入し、利用開始した中小企業者(資本金3億円以下、常勤従業員300人以下のいずれかに該当)の会員を対象) 全ト協 100,000円 県ト協 100,000円 計 200,000円	【上限】※1会員あたり1台(県内Gマーク認定事業者は2台)	①後方視野確認支援装置 ②アルコールインターロック装置 ③後方センサー装置 ④衝突警報装置(後付け装置) ⑤側方視野確認支援装置(後方視野確認支援装置との一体型は後方視野確認支援装置のみ助成) ⑥側方衝突監視警報装置(全ト協予算のみ) ※請求書・領収書添付、車両は買取・リース共可 ※標準装備品は助成対象外とする	①上限 50,000円 ②上限 20,000円 ③上限 50,000円 ④上限 50,000円 ⑤上限 10,000円 ⑥上限 100,000円	①卓上型装置:【上限】5万円 ②通信機器を利用した装置 営業所用ソフト・カメラ等:【上限】4万円 ③通信機器を利用した装置 車両用端末機器:【上限】1万円 ④携帯型検知器:【上限】3万円1会員50台まで	①卓上型装置:1認可営業所1基以内(検知機とプリンターのセット購入のみ対象) ③車両用端末機器:50台まで ④携帯型検知器:50台/会員	申請受付期間:令和7年1月31日
(社)山梨県トラック協会 会員専用ページのため閲覧不可													
(社)長野県トラック協会	機器本体価格の 1/2 以内【上限】3万円 ※但しGマーク認定事業所(事業所単位)についてはインセンティブとして2万円を追加加算する。	助成台数 【上限】:1会員あたり50台まで	◇・簡易型標準型・運行管理連携型 2万円/台	助成台数 【上限】:1会員あたり50台まで	一体型は、それぞれ別途に申請を行うこと	一体型は、それぞれ別途に申請を行うこと	1事業者1台を上限に 全ト協は、10万円を助成する。 また、県ト協は導入費用から全ト協が助成した額を控除した分の1/2 (上限10万円)を助成する。	Gマーク認定事業所(営業所単位)を有する事業者は、「県ト協」「全ト協」にそれぞれ2台分の申請を可能とする。 申請締切日は、令和7年3月5日	下記 ① から ④ の装置は後付け装置を対象とする。 ①後方視野確認支援装置 ②側方視野確認支援装置(車両総重量7.5t以上の事業用トラックの左側に側方カメラを装着した場合に限る) ③側方衝突監視警報装置(車両総重量7.5t以上の事業用トラックの左側に側方カメラを装着した場合に限る) ④呼気吹込み式アルコールインターロック ⑤IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器(Gマーク事業所が導入した場合に限る) ①、②、④ 及び ⑤ の機器については、機器本体価格の 1/2 以内を上限に、全ト協は2万円を助成し、県ト協は5万 円を上限に全ト協助成の差額を助成する。 2 次頁助成金一覧表の③の機器については、機器本体価格の 1/2 以内を上限に、全ト協は10万円を助成し、県ト協は、5万円を上限に全ト協助成の差額を助成する。 (一覧表) 全ト協助成金 / 県ト協助成金 1 後方視野確認支援装置 20,000円 / 50,000円 2 側方視野確認支援装置 20,000円 / 50,000円 3 側方衝突監視警報装置 100,000円 / 50,000円 4 アルコールインターロック 20,000円 / 50,000円 5 携帯型アルコール検知器 20,000円 / 50,000円	台数上限 一会員あたり機器合計で【上限】:年間50台 1 後方視野確認支援装置の取り扱い ① 新たに後方視野確認のためのカメラ及びモニターを同時に導入した場合は、機器本体価格の1/2(上限2万円)を全ト協助成金とし、県ト協分を加算する。 ② 側方視野確認支援装置が既に車両に取り付けられ、後方視野確認のためのカメラの単独導入及びカメラとモニター同時導入の場合は、それぞれ機器本体価格の1/2(上限2万円)を全ト協助成金とし、県ト協分を加算する。 ③ 当該装置の故障等により代替としてカメラ及びモニターを同時に買い換える場合、またはいずれかを買い換える場合は、買い換えた装置の1/2(上限2万円)を全ト協助成金とし、県ト協分を加算する。 ④《特例措置》 当該支援装置は後付け装置を対象としているが、国の基準で定められた後退時車両直後確認装置(バックカメラ、検知システムまたはミラー)については、新車に標準装備されたバックカメラが全ト協の当該助成の対象装置となっている場合は、特例的に助成対象として助成額は装置の1/2(上限2万円)を全ト協助成金とし、県ト協分を加算する。 2 側方視野確認支援装置の取り扱い ① 新たに側方視野確認のためのカメラ及びモニターを同時に導入した場合は、当該支援装置の機器本体価格の1/2(上限2万円)を全ト協助成金とし、県ト協分を加算する。 ② 後方視野確認支援装置が既に車両に取り付けられ、側方視野確認のためのカメラの単独導入及びカメラとモニター同時導入の場合は、それぞれ機器本体価格の1/2(上限2万円)を全ト協助成金とし、県ト協分を加算する。 ③ 当該装置の故障等により代替としてカメラ及びモニターを同時に買い換える場合、またはいずれかを買い換える場合は買い換えた装置の1/2(上限2万円)を全ト協助成金とし、県ト協分を加算する。 3 後方視野確認支援装置及び側方視野確認支援装置を同時に導入した場合の取り扱い ① 後方視野確認支援装置及び側方視野確認支援装置を新たに同時に導入した場合は(後方視野確認支援装置・側方視野確認支援装置(モニター＋後方カメラ1台＋左側方カメラ1台)、1/2(上限4万円)を全ト協助成金とし、県ト協分を加算する。 ② 当該装置の故障等により代替として後方視野確認支援装置及び側方視野確認支援装置を同時に買い換える場合は、機器本体価格の1/2(上限4万円)を助成し、カメラかモニターのいずれかを買い換える場合は、買い換えた装置の1/2(上限2万円)を全ト協助成金とし、県ト協助成分を助成する。	1. 卓上型機器 2. モバイル通信用機器 3. 携帯型検知器 機器本体価格の 1/2 以内	申請締切日は、令和7年3月5日	助成期間:令和6年4月1日から令和7年2月末日までに装着を完了し、支払い等が終了
(社)静岡県トラック協会			標準型:最大2万円 運行管理連携型:最大2万円 単機能型:最大1万円 ドライブレコーダ機能一体型: 最大3万	装置本体価格(税抜)の 1/2			自動点呼機器の導入費用 上限10万円 ※Gマーク事業所:2台/上限20万円	1事業者あたり1台迄。 ※Gマーク事業者は2台迄。		①側方衝突監視警報装置 ⇒車両1台につき機器の取得価格の1/2 上限10万円 ②吹込み式アルコールインターロック装置・・・機器取得価格の1/2 (上限2万円) ③IT 機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する 携帯型アルコール検知器・・・機器取得価格の 1/2(上限2万円) ④トルク・レンチ・・・取得価格の1/2(上限3万円) ※取得価格の1/2に小数点以下の値が生じた場合、 小数点以下の値は切り捨て			(申請期日) 令和7年2月14日まで
(社)愛知県トラック協会	2万5千円/台	【上限】:200台	【愛ト協】 車載器1台あたり ◇標準型:1万2千円/台 ◇運行管理連携型:2万円/台	【上限】:200台	デジタルタコグラフ一体型はEMSの助成金交付申請も可能	各予算到達次第受付終了	【愛ト協】 ①IT点呼機器・遠隔地IT点呼機器 ②遠隔点呼機器 ③自動点呼機器 いずれも上限10万円/1台 【全ト協】 ④自動点呼機器 上限10万円/1台 ⑤IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器 取得価格の1/2、上限 20万円/1台 (表) 愛ト協 / 全ト協 蓄冷式クーラー 50,000 / - エアヒーター 50,000 / 60,000 車載バッテリー式冷房装置 50,000 / 60,000 ※全ト協助成額は機器取得価格の1/2上限	1事業者あたり1台まで。	(1)後方視野確認支援装置:1万5千円 (2)衝突防止警報装置:3万円 (3)呼気吹込み式アルコールインターロック装置:4万円 (表) 愛ト協 / 全ト協 後方視野確認支援装置 15,000 / 20,000 側方視野確認支援装置 ※車両総重量7.5トン以上に限る - / 20,000 側方衝突監視警報装置 ※車両総重量7.5トン以上に限る ※トラクタ・トレーラに装着する場合はトラクタの第5輪荷重が8.5トン以上に限る - / 100,000 衝突防止警報装置 30,000 / - 呼気吹込み式アルコールインターロック装置 40,000 / 20,000 IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器 ※Gマーク事業者に限る - / 20,000 大型用トルク・レンチ ※車両総重量8トン以上の事業用トラックを管理する事業所に限る - / 30,000 ※全ト協助成額は機器取得価格の1/2上限	【上限】:200台			助成対象期間は、令和6年12月13日まで

(R1)近畿圏トラック協会	車両総重量8t以上/3 【上限:3万円/台】 ※注:国が補助を受ける機器は、トラック協会の助成は受けることができません。	【上限】 ①車両総30台以下は、10台まで(但し、保有車両数まで) ②車両総30台超は、車両数の1/3と、30台を上限。 交付申請期間 令和6年4月22日(月)～令和6年12月20日(金)	①運行管理清算型【上限:3万円/台】 ②標準型【上限:2万円/台】 ③簡易型【上限:1万円/台】 ④デジタコ一体型【上限:5万円/台】 ⑤パックカメラ一体型モニター車載の1/6で之記上限額まで。 ※注:国の補助を受ける機器は、トラック協会の助成は受けることができません。	【上限】 ①車両総30台以下は、10台まで(但し、保有車両数まで) ②車両総30台超は、車両数の1/3と、30台を上限。 交付申請期間 令和6年4月22日(月)～令和6年12月20日(金)	④デジタコ一体型【上限:5万円/台】	ドライブレコーダー申請と同様		導入費用で、上限20万円(全1台10万円迄) ※システム導入に伴う認証費(セットアップ費用等)及び契約関係料サービス利用料を含む	事業者1台までとし、Gマーク認案件への導入は1事業者2台(1営業所)1台とする	(1)後方視野確認支援装置(バックカメラ) (2)側方視野確認支援装置(サイドカメラ) (3)呼気式ハンドアルコールインターロック (4)後付安全装置 (5)ドライブレコーダ(レンズ) (6)衝突被害軽減装置 (1)(安全装置)【上記(1～(4))は、装置価格の1/2の額、【上限22万円 ※後方及び側方視野確認装置(一体型)は【上限12万円まで。 (2)大型車用ドルラ・レンズは、装置価格の1/2の額で、【上限33万円 (3)側方衝突防止警報装置は、装置価格の1/2の額で、【上限10万円	1事業者当の助成台数は50台を上限とし、 機器ごとの助成台数の上限は、保有車両数による。 ① 車両総30台以下は、10台まで(但し、保有車両数まで)。 ② 車両総30台超は、車両数の3分の1とし、30台を上限とする。	<アルコール検知器> 簡易型ガスセンサー価格の1/3。 【上限:10万円/1台】が上限。 ただし、販等の場合も安価な機器は、助成を受けることができない。	令和6年3月 1 日から令和7年2月28日まで(事業終了するもの)に限る。	交付申請期間 令和6年4月22日(月)～令和6年12月20日(金)
(R2)富山県トラック協会	取得価格【上限:5万円	装置設定あり 1台につき20台まで	廃止		ドライブレコーダー導入助成商品に伴いドライブレコーダー上限申請加算項目ですまません。			導入費用の一部 【上限 200,000円/2台+取付を含む】 ※導入費用には、機器本体の以外、設定や付属品、周辺機器、セットアップ等の費用を含む	1台箇1台(車内の衝撃用がGマーク認定を受けている会員は2台)		【上限】 A)ドライブレコーダー 3万円 B)バックカメラ+モニター 3万円 C)サイドカメラ+モニター 3万円 D)バックカメラ+サイドカメラ+モニター 6万円 E)メタ字たはモニター車体 1万5千円 (トラック全台分の場合) F)側方衝突防止警報装置 10万円	装置設定あり 1台につき【上限:20台	<携帯型アルコール検知器> 1台につき2万円	全1・協助成	申請期限:令和7年3月31日
(R3)福井県トラック協会	—	—	機器の導入価格(取付費用を含む)の1/2となし【上限:10 万円/台	10台/社	ドレコン申請可能	10台/社		導入費用の一部 【上限 200,000円/2台+取付を含む】 ※導入費用には、機器本体の以外、設定や付属品、周辺機器、セットアップ等の費用を含む	1台箇1台(車内の衝撃用がGマーク認定を受けている会員は2台)		・後方視野確保支援装置(バックアイカメラ) →上限6万円/2 【上限 30,000円 ・側方視野確認支援装置(サイドカメラ) →上限6万円/2 【上限 30,000円 ・呼気式ハンドアルコールインターロック →上限6万円/2 【上限 100,000円 ・衝突被害軽減アルコール検知器 →上限6万円/2 【上限 20,000円※ Gマーク認定装置系に限る	・呼気式ハンドアルコールインターロック装置 →上限6万円/2 【上限 30,000円		令和6年4月1日～令和7年2月20日
(R4)滋賀県トラック協会	車両1台あたり機器価格の1/3 【上限:6万円/台	国の補助金との併用は、助成対象外 ■事前申し込み期日 ～令和6年12月25日 ■助成対象期間 ～令和7年2月28日	国の補助金との併用は、助成対象外 ■事前申し込み期日 ～令和6年12月25日 ■助成対象期間 ～令和7年2月28日	国の補助金との併用は、助成対象外 ■事前申し込み期日 ～令和6年12月25日 ■助成対象期間 ～令和7年2月28日	①EMS一体型:車両1台あたり機器価格(税抜)の1/3、【上限:6万円/台	国の補助金との併用は、助成対象外 ■事前申し込み期日 ～令和6年12月25日 ■助成対象期間 ～令和7年2月28日		自動ロック機器等 10万円(上限) ※助成対象は、上記機器及びシステム導入に伴う道路調査(セットアップ費用等)を含む ※注:Gマーク事業所は2台(上限2万円)とする	車両台数は1事業者1台分を上限	(1)後方視野確認支援装置(等用機器の1/2【上限22万円 (2)側方視野確認支援装置(後付け装置のみ)(取得価格の1/2【上限10万円 (3)呼気式ハンドアルコールインターロック装置(取得価格の1/2【上限12万円 (4)衝突被害軽減アルコール検知器(取得価格の1/2【上限22万円 (5)大型車用ドルラ・レンジ(取得価格の1/2【上限13万円	1事業者あたり各7台		助成対象期間 令和6年4月1日～令和7年2月28日
(R5)福井県トラック協会	-	-	販売型 1台あたり本体価格 1/2、【上限17万円 修理型 1台あたり本体価格 1/2、【上限17万円 運行管理清算型 1台あたり本体価格 1/2、【上限37万円	1事業者20台まで	-	-	導入費用: 【上限10万円 ※Gマーク事業所:【限定額20万円	1台/社 ※Gマーク事業者の場合、2台/社	【後方視野確認装置、側方視野確認支援装置】 【 台あたり機器本体価格(税抜)の1/2、【上限3万円 【呼気式ハンドアルコール検知器】 【 台あたり機器本体価格(税抜)の1/2、【上限6万円 【トルク・レンチ】 【 台あたり取得価格(税抜)の1/2、【上限5万円	1事業者20台まで	<機器型・記録型・携帯型> 1台あたり機器本体価格(税抜)の 1/2 ②IT機器を活用した運転支援を行う点呼 1台あたり機器本体価格(税抜)の 1/2	①1事業者10万円・事同保有台数 ②1事業者 20 台まで	令和6年4月1日～令和7年2月末日
(R6)大阪府トラック協会	-	-	①機器型:導入価格の1/2 【上限】:3万円 ②標準型:1万円/台 ③簡易型:2万円/台	【上限】 10両未満:国定車両数まで 10両以上:10台(都うち充填は除く)	-	-	導入費用: 【上限10万円 ※Gマーク事業所:【限定額20万円	1台/社 ※Gマーク事業者の場合、2台/社	1. バックアイカメラ(後方視野確認支援装置) 4万円(全1台 2万円/台)(※取得価格の1/2 上限 2. 側方視野確認支援装置(全1台2台のみ) 2万円(全1台 2万円/台)(※取得価格の1/2 上限 3. 呼気式ハンドアルコールインターロック 4万円(全1台 2万円/台)(※取得価格の1/2 上限 4. 衝突被害軽減アルコール検知器 ※Gマーク事業所で導入する場合に限る。 4万円(全1台 2万円/台)(※取得価格の1/2 上限 5. 大型車用ドルラ・レンジ 5万円(全1台 2万円/台)(※取得価格の1/2 上限 ※事業者1台 6. 側方衝突防止警報装置(全1台2台のみ) 10万円(全1台 10万円/台)(※取得価格の1/2 上限 ※事業者1台	【上限】: 10両未満:国定車両数まで 10両以上:【上限10台 (都うち充填は除く)	申請期限:令和6年4月1日～令和7年2月28日		申請期限:令和6年4月1日～令和7年2月28日
(R7)大阪府トラック協会	本体価格の1/2、【上限:2万円 ※デジタコ一体型はドライブレコーダー搭載の場合は、	【上限:20台/1事業者 2)車内衝撃用カメラ:本体購入価格の1/2、【上限:2万円 (都内運行車両は除く) ※注:小規模事業者(一般貨物運送事業者で、常時車庫を除く)【上限:2万円	①ドラレコ:本体購入価格の1/2、【上限:4万円 2)車内衝撃用カメラ:本体購入価格の1/2、【上限:2万円 ※注:小規模事業者(一般貨物運送事業者で、常時車庫を除く)【上限:2万円	【上限:15台	デジタルタコグラフドライブレコーダーと同じ	デジタルタコグラフドライブレコーダーと同じ	1)助成対象機器は、国土交通省の認定を受けた自動ブレーキ機器 上限を10万円 ※Gマーク事業所を更すを事業者は2台上限 20万円/2台	1事業者あたり1台 ※Gマーク事業所を更すを事業者は2台	1)・2)後方及び側方視野確認支援装置 1)自動ハンドル装置の本体購入価格の1/2、【上限:4万円 2)ミニター車体機器、カメラ機器類 1台あたり使用装置の本体購入価格の1/2、【上限:1万円 3)呼気式ハンドアルコール検知器 【装置台たり購入価格の1/2、【上限:2万円 4)IT機器を活用した運転支援を行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器【上限:2万円、購入価格の1/2で最大2万円。	【上限:会計で15台	申請期限:令和6年4月1日～令和7年2月28日		申請期限:令和6年4月1日～令和7年2月28日
(R1)京都府トラック協会	1万円/台	【上限:1台当20台	1万円/台	【上限:1台当20台	デジタルタコグラフドライブレコーダーと同じ	デジタルタコグラフドライブレコーダーと同じ	対象となる自動ブレーキ機器の導入費用(第三機器、セットアップ費用及び契約関係のサービス利用料を含む)【上限:10万円	※ 当該年度内の申請台数は、各協会の事業者あたり1台分を上限とするため、共通する協会の場合に安全性優良事業所(Gマーク事業所)を有する事業者は2台分(上限20万円)とする。	①後方視野確認支援装置 ②後方視野確認支援装置 ③後方視野確認支援装置 ④呼気式ハンドアルコールインターロック装置 ⑤呼気式ハンドアルコールインターロック装置 ⑥衝突被害軽減アルコール検知器 ※注:機器本体価格、後方視野確認支援装置(一体型)は、車両1台につき機器の取得価格の1/2、【上限:2万円 ※注:後方視野確認支援装置(2)(取付視野確認支援装置の一体型)を同時に導入した時は、全1台 取得価格の1/2、【上限:3万円、全1台 【2万円	【上限: 車両台数が1台につき対象装置ごとに機器取得価格の1/2、【上限:2万円(全1台【上限:2万円) ①後方視野確認支援装置 (バックカメラ) ②後方視野確認支援装置 (サイドカメラ) ③後方視野確認支援装置 (ルインターロック装置) ④呼気式ハンドアルコールインターロック装置、【 台ごとの機器の取得価格の1/2、【上限:2万円 ⑤呼気式ハンドアルコールインターロック装置、【 台ごとの機器の取得価格の1/2、【上限:2万円 ⑥衝突被害軽減アルコール検知器、【 台ごとの機器の取得価格の1/2、【上限:2万円 (1)(全1台 【上限:2万円/1台 (2)(全1台 【上限:2万円/1台 (3)(全1台 【上限:2万円/1台 (4)(全1台 【上限:2万円/1台 (5)(全1台 【上限:2万円/1台 (6)(全1台 【上限:2万円/1台 ※ 当該年度内の申請台数は、各協会の事業者あたり1台分を上限とするため、共通する協会の場合に安全性優良事業所(Gマーク事業所)を有する事業者は2台分(上限20万円)とする。	【上限: ①は1台 1台あたり2台まで ②は1台 1台あたり10台 ③は1台 1台あたり10台 ④は1台 1台あたり10台 ⑤は1台 1台あたり10台 ⑥は1台 1台あたり10台		令和7年2月末	
(R2)近畿圏トラック協会	2万円/台	【上限:100台/事業所 【上限:500台/事業者	①標準型:1万円/台 ②標準型:2万円/台 ③運行管理清算型:3万円/台 ④デジタコ一体型:4万円/台 ⑤スマートフォン活用型:3千円/台	【上限:100台/事業所 【上限:500台/事業者	デジタルタコグラフドライブレコーダーと同じ	デジタルタコグラフドライブレコーダーと同じ	対象となる自動ブレーキ機器の導入費用【上限:10万円	安全性優良事業所(Gマーク事業所)を有する事業者は2台分(上限20万円)とする。	①後方視野確認支援装置 取得価格の1/2【上限 4万円) ②後方視野確認支援装置 取得価格の1/2【上限 4万円) ③後方視野確認支援装置 取得価格の1/2【上限 4万円) ④大型車用ドルラ・レンジ 取得価格の1/2【上限3万円)	③→1事業所当り各対象装置100台を限度		実施期間: 令和6年4月1日から令和7年3月6日	
(R3)近畿トラック協会	本体購入価格(税抜)の1/2(上限3万円)	【上限:30台/会員	導入価格の1/2 、【上限:1万円/台	【上限:30台/会員			自動ブレーキ機器の導入費用【上限:10万円	安全性優良事業所(Gマーク事業所)を有する事業者は2台分(上限20万円)とする。	①後方視野確認支援装置 取得価格の1/2 【上限 3万円(全1台10両分を含む) ②側方視野確認支援装置 取得価格の1/2 【上限 2万円(全1台2台) ③呼気式ハンドアルコールインターロック装置 取得価格の1/2 【上限 10万円(全1台10台) ④呼気式ハンドアルコールインターロック装置 取得価格の1/2 【上限 2万円(全1台2台) ⑤IT機器を活用した運転支援を行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器 取得価格の1/2 【上限 2万円(全1台2台)※(Gマーク認定事業所)が導入した場合に限る。 ⑥トルクレンチ 1台あたり取得価格の1/2の、【上限:3万円(全1台10両分を含む)	【上限:1台会員あたり対象装置20台 ※は1事業所あたり1台		装着期限 令和7年2月20日まで	
(R4)滋賀県トラック協会	-	1万円/台	【上限:10台 装着期限 令和7年2月20日まで	ドライブレコーダー同様	ドライブレコーダー同様	ドライブレコーダー同様	自動ブレーキ機器の導入費用【上限:10万円	1台員あたり1台分を限度 安全性優良事業所(Gマーク事業所)を有する事業者は2台分(上限20万円)とする。 装着期限 令和7年2月20日	①後方視野確認支援装置 取得価格の1/2 【上限 3万円 ②側方視野確認支援装置 取得価格の1/2 【上限 2万円 ③呼気式ハンドアルコールインターロック装置 (取得価格の1/2 【上限 2万円 ④IT機器を活用した運転支援を行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器 取得価格の1/2 【上限 2万円(※Gマーク認定事業所が導入した場合に限る。 ⑤トルクレンチ 1台あたり取得価格の1/2の、【上限:3万円	【上限:10台/1台員 ※→1台/1台員		装着期限 令和7年2月20日	
(R5)滋賀県トラック協会	導入費用の1/2、 【上限: 車載機:4万円/機 事務所:5万円/機 一台型の場合は、EMS用機器&位置情報&安全ドライブレコーダー等安全機器導入&道路調査&の場合の助成金を交付する	1台員事業者に対する助成台数は、その都度決める	導入費用の1/2 【上限:2万円/台、事務所 一台型の場合は、EMS用機器&位置情報&安全ドライブレコーダー等安全機器導入&道路調査&の場合の助成金を交付する	1台員事業者に対する助成台数は、その都度決める	導入費用の上限1/4かつ 【上限: 車載機:2万円/台 事務所:5万円/事務所	1台員事業者に対する助成台数は、その都度決める。	自動ブレーキ機器の導入費用【上限:10万円	中小企業の会員事業者は10万円(全1協助成金)を加算	①後方視野確認支援装置 導入費用の1/2で限度額は6万円/台(全1協成区) ②後方視野確認支援装置 導入費用の1/2で限度額は2万円/台(全1協のみ) ③後方視野確認支援装置 機器の取得価格1/2で限度額は10万円/台となる ④呼気式ハンドアルコールインターロック装置 導入費用の1/2で限度額は10万円/台(全1協のみ)2万円/台 ⑤IT機器を活用した運転支援を行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器 取得価格の1/2、【上限:2万円(全1協のみ)※(Gマーク認定事業所)が導入した場合に限る。	1台員事業者に対する助成台数は、その都度決める。		受付期間 令和6年5月1日～令和7年2月20日	
(R6)奈良県トラック協会	—	—	■運行管理清算型2万円/台 (ガイドライン規定に基づく機器)	【上限:20台/社			自動ブレーキ機器の導入費用【上限:15万円	安全性優良事業所(Gマーク事業所)を有する事業者は2台分(上限30万円)とする。	①後方視野確認支援装置 取得価格の1/2 【上限 3万円 ②後方視野確認支援装置 (助成額は導入金額の1/2で、【上限2万円/台 ③後方視野確認支援装置 (助成額は導入金額の1/2で、【上限2万円/台 ④呼気式ハンドアルコールインターロック装置 (助成額は導入金額の1/2で、【上限2万円/台 ※IT機器を活用した運転支援を行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器 (助成額は導入費用の1/2で、【上限2万円/台 ※(Gマーク認定事業所)が導入した場合に限る。 ⑤トルクレンチ (助成額は導入金額の1/2で、【上限3万円/台	①-②-③-④=1社上限5台 ⑤→1社1社上限2台 ⑥→1事業所 1台		受付期間: 令和7年2月末日	
(R7)滋賀県トラック協会	-	-	○標準型:1万5千円/台 ○運行管理清算型:2万5千円/台 ※助成金額が導入金額を上回る場合は、導入金額までとります。	あらかじめ10台 (保有車両数50台以上の場合は10台の台数事業者は20台まで) ■申請期限:令和5年2月7日(金)午後3時 ■助成対象期間:令和7年1月31日 (上記期限内に受け付け及び交付いずれも完了したもの)	導入費用(第三機器、セットアップ費用及び契約関係のサービス利用料を含む)【上限10万円)	※当該年度内の申請台数は、各協会の事業者あたり1台分を上限とするため、共通する協会の場合に安全性優良事業所(Gマーク事業所)を有する事業者は2台分(上限20万円)とする。	①後方視野確認支援装置 (助成額は導入金額の1/2で、【上限2万円/台 ②後方視野確認支援装置 (助成額は導入金額の1/2で、【上限2万円/台 ③後方視野確認支援装置 (助成額は導入金額の1/2で、【上限2万円/台 ④呼気式ハンドアルコールインターロック装置 (助成額は導入金額の1/2で、【上限2万円/台 ⑤トルクレンチ (助成額は導入金額の1/2で、【上限3万円/台	①-④=10台/事業者 ※保有車両数が50台以上の場合は20台まで) ⑤=1台/事業者		申請期間: 令和6年4月1日(火)～令和7年2月7日(金) 助成対象期間: 令和6年4月1日(木)～令和7年1月31日(金)	
(R1)奈良県トラック協会	-	-	①運行管理清算型導入価格の1/2、【上限 2万円/台	【上限:10台/事業者	ドライブレコーダー同様	ドライブレコーダー同様	自動ブレーキ機器の導入費用【上限:10万円 ※道路調査:10万円/1事業者	助成台数限度:2台/事業者 ※道路調査:セットアップ費用及び契約関係のサービス利用料を含む ※注:道路調査は、導入費用を確認の上、必要性に応じて、車両台数を上限 ※道路調査:道路調査の実施を義務付けるべき地域・環境要件 ※道路調査の適用事項 申請期限:平成6年3月4日まで。	①後方視野確認支援装置 (助成額は上限2万円/台 ②後方視野確認支援装置 (助成額は上限2万円/台 ③後方視野確認支援装置 (助成額は上限2万円/台 ④呼気式ハンドアルコールインターロック装置 (助成額は導入金額の1/2で、【上限2万円/台 ⑤トルクレンチ (助成額は導入金額の1/2で、【上限3万円/台	①-④=10台/事業者 ⑤→1台/事業者		申込受付期間:令和5年4月1日～令和7年3月31日	
(R2)滋賀県トラック協会	-	-	対象機器を導入した場合の初期導入費用(上限20万) ※オプション・ランニングコスト は含まない。	1台/1社 (Gマーク取得事業者は2台)	-	-	-	1台/1社 (Gマーク取得事業者は2台)	①後方視野確認支援装置 : 3/4 【上限2万円/台 ②後方視野確認支援装置 : 3/4 【上限2万円/台 ③呼気式ハンドアルコールインターロック装置 : 3/4 【上限4.5万円/台 ④ドライブレコーダー: 3/4 【上限4万円/台 ⑤車両ドライブレコーダー: 1/2 【上限1万円/台 ※IT機器を活用した運転支援を行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器 取得価格の1/2 【上限2万円/台※(Gマーク認定事業所が導入した場合に限る。 ⑦アルコールインターロック装置 : 1/2 【上限2万円/台 ※後方視野確認支援装置 : 1/2 【上限10万円/台	【上限】 ①-②-③=各10台/社 ④-⑦=各社毎に30%を限度 ※=記載時数		助成対象:令和6年4月1日～令和7年2月末の間で導入完了	
(R3)滋賀県トラック協会	1台あたり導入価格の半額を補助【上限:4万円/台	【上限:1台員事業所あたり令和6年2月末日現在の保有車両数の20%で之限10台まで	1台あたり導入価格の半額【上限】: ①標準型:1万円/台 ②標準型:1万5千円/台 ③運行管理清算型:3万円/台	【上限:1台員事業所あたり令和6年2月末日現在の保有車両数の20%で之限10台まで	デジタルタコグラフと同じ	デジタルタコグラフと同じ	対象機器の導入費用 上限10万【上限】 ※道路調査:10万円/1事業所 ※注:道路調査は、導入費用を確認の上、必要性に応じて、車両台数を上限	1台/1事業者 (Gマーク取得事業者は2台)	①後方視野確認支援装置 : 導入費用の半額 上限2万円/台 ②後方視野確認支援装置 : 導入費用の半額 上限2万円/台 ③後方視野確認支援装置 : 導入費用の半額 上限2万円/台 ④呼気式ハンドアルコールインターロック装置 : 導入費用の半額 上限2万円/台 ⑤トルクレンチ : 導入費用の半額 上限3万円/台 ⑥側面衝突防止警報装置 : 導入費用の半額 上限2万円/台 ⑦IT機器を活用した運転支援を行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器 : 導入費用の半額 上限2万円/台	①-②-③に限っては 会員事業所当たり令和5年2月末日現在の保有車両数(エンジン付車両)の 20%(端数は切り捨て)を限度とし上限 5 装置まで ③=1台員当たり 1 台	①ハンディタイプ 購入費用の半額、【上限:1万円 ②定額性能機器 購入費用の半額、【上限:5万円 ③道路地検機器 購入費用の半額、【上限:1万円	【助成台数の上限】: ①ハンディタイプ 保有車両の50%で30台まで ②定額性能機器 1台員事業所当たり1台 ③道路地検機器 保有車両の20%で10台まで	実施期間: 令和6年4月1日～令和7年2月28日
(R4)京都府トラック協会	①EMS用車載器 【上限:2万円/台 ②システム設置 機器の費用の1/2、 【上限:5万円	【上限: ①EMS用車載器 1事業者あたり20台もしくは保有車両台数でうなし) ②システム設置 1台あたり3台 【 台あたり上限 台を限度、又は費は10万円を限度	販売型:標準型:運行管理清算型 台あたり上限2万円	1事業者あたり 20 台を限度とする ただし、 保有車両台数が 20 台未満の事業者については、車両台数を上限	デジタルタコグラフ・ドライブレコーダー同様	デジタルタコグラフ・ドライブレコーダー同様	自動ブレーキ機器の導入費用【上限:10万円	中小企業の会員事業者は10万円(全1協助成金)を加算	①後方視野確認支援装置 : 導入費用の半額 上限2万円/台 ②後方視野確認支援装置 : 導入費用の半額 上限2万円/台 ③後方視野確認支援装置 : 導入費用の半額 上限2万円/台 ④呼気式ハンドアルコールインターロック装置 : 導入費用の半額 上限10万円/台 ⑤即時登録・導入費用の半額 上限2万円/台	1事業者に対する交付額は、10 万円を限度とする。 助成台数は上限1事業所保有台数とし、事務所機器は1事業所につき1台まで	機器類は01/2とし、1台あたりの上限は5万円	助成対象期間 令和7年2月末日	
(R5)京都府トラック協会	-	-	○運行管理清算型販売 取得価格の1/2、【上限:3万円/台 ○標準型販売型 取得価格の1/2、【上限:5千円/台	協会が把握する事業用貨物自動車(軽ナンバートラック)の数まで	ドライブレコーダー同様	ドライブレコーダー同様	全1協 1台員あたり1台分 10万円を上限 ※Gマーク事業所は2台分20万円を上限	1台/1事業者 (Gマーク取得事業者は2台)	①後方視野確認支援装置 : 助成額は導入金額の1/2で、【上限2万円/台 ②後方視野確認支援装置 : 助成額は導入金額の1/2で、【上限2万円/台 ③後方視野確認支援装置 : 助成額は導入金額の1/2で、【上限2万円/台 ④呼気式ハンドアルコールインターロック装置 : 助成額は導入金額の1/2で、【上限2万円/台 ⑤トルクレンチ : 助成額は導入金額の1/2で、【上限3万円/台	①-⑤=協会が把握する事業用貨物自動車ナンバートラックの数まで ⑥=1台/事業者	対象:市販されている全てのアルコール検知器機器の取得価格の1/2、【上限:2万円/台	協会が把握する事業用貨物自動車ナンバートラックの数まで	申請期間:令和6年7月1日～令和6年12月20日(金)(交付申請書提出期限)
(R1)大阪府トラック協会							全1協 1台員あたり1台分 10万円を上限 ※Gマーク事業所は2台分20万円を上限	1台/1事業者 (Gマーク取得事業者は2台)	①後方視野確認支援装置、呼気式ハンドアルコールインターロック 2)側方視野確認支援装置 3)呼気式ハンドアルコールインターロック装置 4)トルクレンチ:取得価格の1/2で、【上限33万円/台	車両台数(被害引継を除く)の30%以内 トルクレンチは1事業所につき1台			申請受付期間 令和7年2月15日まで
(R2)奈良県トラック協会	-	-	○標準型:1万円/台 ○運行管理清算型:2万円/台 ○スマートフォン活用型:5千円/台	【上限:1社あたり5台			全1協 1台員あたり1台分 10万円を上限 ※Gマーク事業所は2台分20万円を上限	1台/1事業者 (Gマーク取得事業者は2台)	(1)後方視野確認支援装置 (上限:全1協2万円、特1協1万円) (2)側方視野確認支援装置 (上限:全1協2万円、特1協1万円) (3)呼気式ハンドアルコールインターロック装置 (上限:全1協12万円) (4)呼気式ハンドアルコールインターロック装置 (上限:全1協2万円、特1協1万円) (5)IT機器を活用した運転支援を行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器 (上限:全1協2万円、特1協1万円) (6)大型車用ドルラ・レンジ (上限:全1協3万円) (7)後付け実装防止補助装置 (上限:特1協3万円)	(1)→(5)については一事業者につき3台まで (6)→1事業所につき1台 (7)→1事業所につき5台	○機器型 (上限1万円/台) ○定額性能機器及び道路地検機器等機器 (上限1万円/台	○機器型 (上限1万円) ○定額性能機器及び道路地検機器等機器 (上限1万円/台	募集期間 令和7年2月末日まで
(R3)奈良県トラック協会	1万円/台	【上限: 1台員事業者あたり10台 ※Gマーク を取得している事業者は15台	1万円/台	【上限: 1台員事業者あたり10台 ※Gマーク を取得している事業者は15台	デジタルタコグラフ・ドライブレコーダー同様	デジタルタコグラフ・ドライブレコーダー同様	全1協 1台員あたり1台分 10万円を上限 ※Gマーク事業所は2台分20万円を上限	1台/1事業者 (Gマーク取得事業者は2台)	1台につき対象装置ごと1万円を交付 (1)後方視野確認支援装置 (2)側方視野確認支援装置 (3)呼気式ハンドアルコールインターロック装置 (4)呼気式ハンドアルコールインターロック装置 (5)トルクレンチ:取得価格の1/2で、【上限:3万円/台 (6)大型車用ドルラ・レンジ (7)後付け実装防止補助装置 (上限:特1協3万円) 取得価格の1/2 、【上限3万円 (5)大型車用ドルラ・レンジ	【上限:(1)→(4) 1台員事業所あたり10台 ※Gマーク を取得している事業者は15台 トルクレンチは1事業者1台	○小型上部型:導入額の1/4、【上限:2万円/台 ○ハンディタイプ:導入額の1/2、【上限:5千円/台 ○ゼンザー交換:交換費用の1/2、【上限:5千円/台	【上限】:1台員事業所あたり10台 ※Gマーク を取得している事業者は15台	令和6年4月1日から令和7年3月15日
(R7)奈良県トラック協会																

①D2は機能はシンプル仕様	会員: 【上限】17万円/台 非会員: 【上限】11千円/台	【上限】 ・自会員:20機器 ・非会員:4機器	会員:取得価格の1/2 【上限】17万円/台 非会員:取得価格の1/2 【上限】2.7千円/台	【上限】 ・自会員:20機器 ・非会員:4機器未	ドライブレコーダー同様	ドライブレコーダー同様 ・ドライブレコーダーとしてのみ申請	全1回 1事業者あたり1台分 10万円を上限 ※Gマーク事業所は2台分20万円を上限	1台/1事業者 (Gマーク取得事業者は2台)	1数量あたり 30,000 円 ①後方視野確認支援装置：機器の取得費用の1/2　上限6万円/台 ②側方視野確認支援装置：機器の取得費用の1/2　上限6万円/台 ③側方衝突危険警報装置：機器の取得費用の1/2　上限10万円/台 ④呼気吹き込み式アルコールインターロック装置：定格課は導入金額の1/2　上限2万円/台 ⑤アルコール測定器： ①、②、③、④、⑤を合わせて アルコール検知器 取得価格の1/2　上限2万円/台※ Gマーク認定事業所が導入した場合に限る。 ⑥ドレンテナ　取付費は導入金額の1/2　上限3万円/台	①、②及びその一体型、④-⑤を合わせて10業務分を限度 ⑥＝5業務分を上限	【会員事業者の場合】 ・機器型:5千円/台 ・簡易記録型:取価導入価格の1/2 【上限】導入台数上限×5千円(最大5万円)	【上限】 【会員事業者の場合】 事業所単位(自社単位)1/2 (但し10機器分を上限とする。)	受付期日 令和7年1月末日まで